

●チェックシート(高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金)

※重要※ 高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金の申請にあたり、必ずご確認ください。

■ 確認事項(共通)

- 交付申請時に提出された事業計画書から変更がある場合は、事前にご相談ください。
- 資力不足により概算払が必要な場合は、事前に補助金担当までご相談ください。
- 事業完了後30日以内か令和9年3月15日(月)のいずれか早い日までに完了報告書等を提出してください。
育成・整備を図る事業の場合は、令和9年2月26日(金)が期限になります。(※提出期限:令和 年 月 日)
- 期限までに報告書の提出がない場合や添付書類が不足している場合は、補助金の交付ができない場合があります。
- 支払いは、ポイントが付与されない方法をお願いします。ポイントが付与された場合は原則として補助対象外となります。
なお、クレジットカード払(ポイント付与なし)の場合は、明細書と口座からの引き落としがわかるものも必要です。
- 振込手数料と送料は補助対象、代引手数料は補助対象外です。
- 完了報告書の添付書類にかかる費用(写真現像代等)及び有料レジ袋は補助対象外です。

■ 確認事項(個別)

- 防災倉庫を設置する場合は建築指導課に建築確認が必要かどうか確認してください。
- 消火器を屋外に設置する場合は、設置場所の地図を提出してください。なお、設置許可が必要な場合があります。
- チェーンソーを使用する場合は防護服を準備してください。

■ 完了報告時に必要なもの(共通)

- 完了報告書(事業完了日は領収書の日付や事業実施日のうち最後の日付)
- 領収書…原則A4サイズで提出(レシートはA4白紙へ貼付した上で提出)
- 請求書・納品書(発行されない場合はこれに準じるもの。購入明細が確認できるもの。)
- 補助申請した物の使用状況が写っている写真…原則A4サイズで提出(写真はA4白紙へ貼付した上で提出)
- 高知市への請求書(完了報告書と同時に提出する場合は日付は空白のまま)
- 口座振替申出書・通帳写し

裏面へ
続きます

■ 完了報告時に必要なもの(個別)

■ 防災学習・防災啓発(学習会・視察研修・啓発資料作成等)

- 防災学習実施報告書
- 印刷物の写し(啓発資料・学習会資料・案内チラシ等)
- 写真は、学習会・研修当日の実施内容がわかるもの及び補助申請した物品の使用状況が写っているもの

■ 防災訓練

- 訓練当日の実施内容がわかる写真
- 消火器を使った訓練の場合は噴射中の写真
- 印刷物の写し(案内チラシ等)
- 炊き出し訓練の場合は調理中・食事中の写真

■ 危険箇所の調査・地域での情報共有(防災マップの作成・配布)

- 完成した防災マップ
- 調査当日の実施内容がわかる写真
- 印刷物の写し(調査の案内チラシ等)

■ 避難経路・避難場所の簡易な整備

- 整備前・整備中・整備後の現場写真
- 購入物品があれば、物品の種類と個数ができるように写真撮影

■ 防災資機材の購入

- 写真は物品の種類と個数ができるように撮影
- 消火栓ホースボックスや消火器格納箱の設置の場合は、設置した状態を撮影(扉をあけて中身が見える状態)
- 育成・整備を図る事業の場合は現地で検品するため、納品日を補助金担当に連絡

■ 自主防災組織連合会の開催・運営

- 会議の実施がわかる写真や資料
- 令和9年3月16日以降実施分は補助対象外

申請時に市から説明を受けた方(または郵送申請時に注意事項の内容について確認した方):

市担当

令和 年 月 日

(職名・氏名)

(電話番号: _____)